

定 款

(2025年4月1日現在)

東京都豊島区高田3-29-5
綜研化学株式会社

定 款

綜研化学株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、綜研化学株式会社と称し、英文では Soken Chemical & Engineering Co.,Ltd.と表示する。

2

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 高分子化学製品、油脂加工品、化学工業薬品類及び接着テープ類の製造および販売
- ② 医薬品、医薬部外品および化粧品材料の製造および販売
- ③ 微細加工金型および微細加工樹脂型ならびにこれらを用いた樹脂加工製品の製造および販売
- ④ 機械装置、設備および施設ならびにプラントの設計、調達、建設、運転、販売、修理、保守および管理
- ⑤ 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,640万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款によるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(開催場所)

第15条 当社は、東京都で株主総会を開催する。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

2 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名なつ印または電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 21 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(選 任)

第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 取締役会召集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることで取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、法令及び本定款によるほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役と責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(顧問、相談役)

第 28 条 取締役会は、その決議によって顧問および相談役若干名を選任することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ監査役の補欠者を選任することができる。
- 4 前項の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。

(監査役会)

第 33 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。

2 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款によるほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 35 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 37 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株主質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。